

近世における「国人領主」と旧臣・「本貫地」

—— 狛氏と山城国上狛村を例として ——

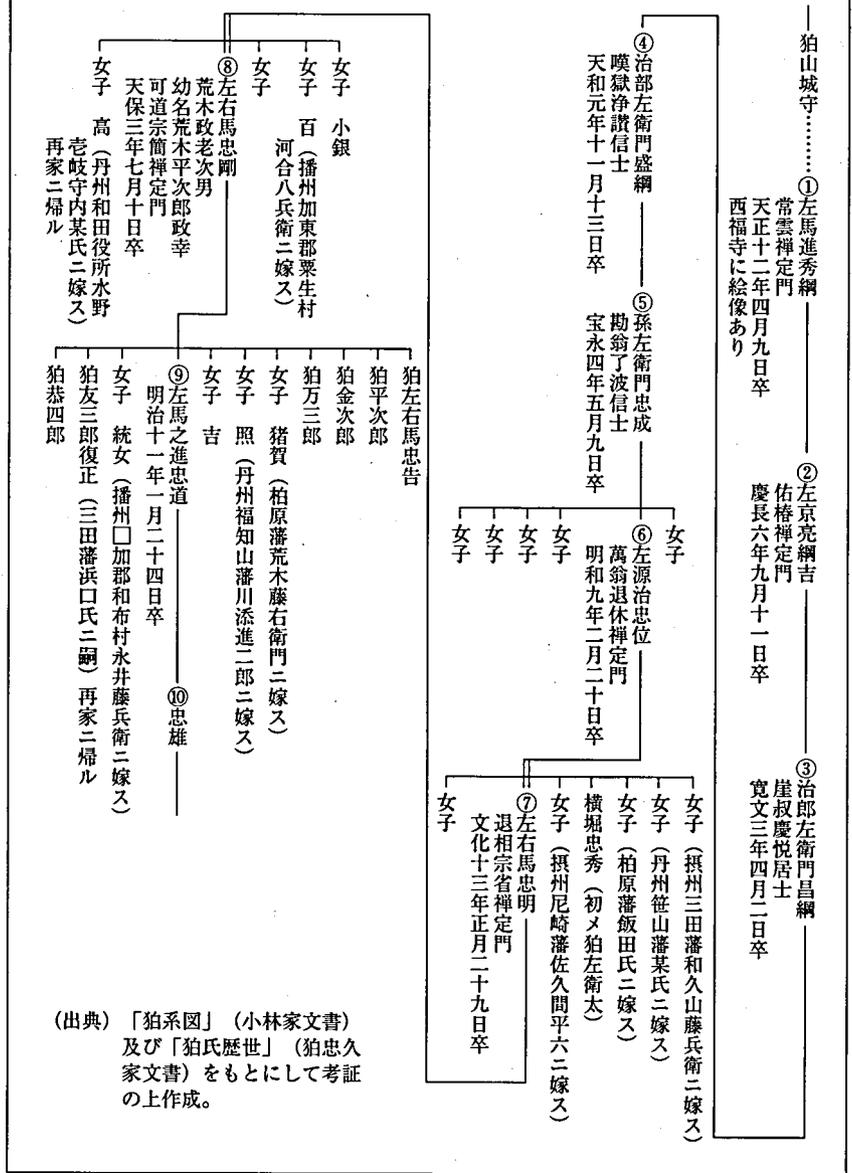
吉田 ゆり子

はじめに

本稿は、国人領主が在地を遊離し近世家臣団に組み込まれた後も、本貫地との関係を密接に持ちつづけた事実を明らかにすることによって、兵農分離した近世武士にみられる在地性について考察することを目的とする。¹⁾

周知のように狛山城守は山城国一揆の国人三六人衆の一人で、山城国相楽郡狛野莊（現在京都府相楽郡山城町）の環濠集落内に居城を構えていた。実在が確認できる狛氏の系図は、第1図の通りである。狛左馬進秀綱の時、織田信長から知行三一石余を安堵されたが、信長の死後は狛野莊に閑居し、太閤検地に際してもかつての居城とわずかな田畑を名請けするにすぎなかった。ところが、寛文十一（一六七二）年に狛忠成が、織田信長の二男信雄の庶子の織田高長を祖とする大和宇陀郡松山の織田家三万一二〇〇石に御小姓として召しだされ、上狛村（狛野莊南莊の内）を

第1図 狛氏系図



(出典) 「狛系図」(小林家文書)及び「狛氏歴世」(狛忠久家文書)をもとにして考証の上作成。

離れることになる。⁽²⁾しかし、上粕村に残した城跡の土地の経営や、別当職を持つ氏神の祭礼、あるいは菩提寺の墓参りなど、本貫地との関係を断ち切ることはなかった。

このような粕氏と本貫地との関係を媒介したのが、粕氏の旧臣¹¹粕一族であった。粕一族は、粕連中、あるいは粕八家（大西・小林・野村・松井・平井・今中・井上・上村）とも呼ばれ、旧粕野莊南莊域に当たる上粕村と林村に居住し、粕氏に仕えた被官の家である。彼らは、惣中においては¹²大頭名や中臈頭として、惣村の運営を担ってきた層であったが、太閤検地を経て百姓となり、庄屋・年寄など村役人を勤めることになった。しかし、しだいに新興の百姓に社会的地位を脅かされることになり、伝統的な粕氏という權威にすぎりながら粕一族として結集した。しかし、十八世紀半ばにはその多くが経済的に逼塞していくことになる。⁽³⁾

そのような中で、幕末まで存続した小林家には、粕忠位から忠明、忠剛、忠道までの数百通に及ぶ書簡が伝えられている。そこで本稿では、この膨大な数の書簡を主な素材として、粕氏と本貫地との関係を考察していく。なお、粕忠成以降の家譜を第1表として掲げておく。

一、粕忠位からの書簡

1. 粕忠位の略歴

粕忠位は、織田家に仕官した忠成の息子で、忠成が宝永四（一七〇七）年に病死したときは、八歳の幼少で藩主に目見えも済ませていなかった。そのため、百石の知行地を藩に召し上げられ、当分十人扶持で母方の伯父にあたる織田家家臣の飯田半右衛門に預けられることになった。⁽⁴⁾正徳五（一七一五）年に元服し御近習となり、ようやく元文元

年には御目付方となり父忠成の家督百石をあてがわれた。その後、御使番、御留守居、鉄砲改め、御用人格、御用人となつたが、宝暦十一（一七六一）年に倅熊之進が出奔したため、弟左右馬を養子に迎え、明和六（一七六九）年に隠居し家督を譲つた。

織田家に仕えた初代忠成の死後、倅の忠位が家督を継ぐまでの一八世紀前期は、狛氏と上狛村との関係をめぐつて多様な変化が生じる時期である。その意味で、上狛村に残した城跡の経営や弁財天の運営をめぐり、最も頻繁かつ實質的に狛旧臣との接触がもたれた。と同時に、狛一族もすでに絶えていた上村氏を除く七家がそろつて存続する最後の時期である。このような時期に、狛氏は国人領主としての遺産である城跡と奈良東大寺塔頭観音院の寺本という權利を喪失していくことになる。本節では、狛氏の城跡の経営とその売却の過程および、観音院寺本を中心に検討していくことにする。

2. 城跡の「支配」

狛氏が上狛村に残した土地は、先述したように城跡と若干の田畑で、その内訳は第2表のとおりである。狛氏の城跡については、宝永六（一七〇九）年に上狛村庄屋浅田家から藤堂藩の大庄屋に宛てた回答書に次のように記されている。⁽⁵⁾

〔史料1〕

一 狛村之内ニ狛氏ノ城跡と申候而御座候、是ニ右左馬進（狛秀綱（筆者述）被居候哉、田畑ニ成候而御座候、尤干今築上ケ申候地形残御座候、御年貢高壹斗五合御領下野日代入、壹斗三升五合西法花野入ニ而御座候

（中略）

第1表 柏原藩柏家家譜

⑤ 伯孫左衛門忠成 (左内・四郎右衛門)

寛文十一年正月十八日 太主様之筋目ヲ以テ幼少故御小性ニ被召出

天和二年戊五月 御近習被仰付

同 七月 御納戸役御小性目付被仰付

貞享四年卯四月 新知百石、大目付被仰付

元禄八年 御家臣御減少之節も右之筋目在故ニ而御指留ニ而御役相勤

宝永四亥年 於江戸病死

⑥ 伯左源治忠位 (後孫左衛門・退休)

宝永四年 行年八歳、未御目見不致、幼童故知行御預り、当分拾人扶持被成下、御給人並、玄君御出

生ヨリ御附勤候処、無間御早世ニ付当殿様御側江被召出

正徳五年正月十一日 元服被仰付、御近習、当年出府於江戸御広間被仰付

享保十年四月十日 御徒士頭被仰付

元文元年六月五日 御目付役御儉約方御勤方被仰付、亡父家督知行百石被成下

同四年三月十八日 御儉約方被仰付

寛保二年五月廿二日 御使番兼役被仰付

同四年七月廿一日 御使番母衣御免、御留主居兼役、鉄砲改役被仰付

延享二年九月十五日 御判物被成下

近世における「国人領主」と旧臣・「本貫地」(吉田)

宝曆六年六月五日 御用人格被仰付、御使番以前之通被仰付

同十一年六月四日 伴貊熊之進出奔

同十二年四月二日 弟左右馬儀嫡子仕度之段奉願候処願之通被仰付

明和二年正月十一日 御用人役被仰付、御使番御赦免

同五年十一月六日 熊之進御勘氣御赦免

同六年二月朔日 隠居被仰付、貊左右馬江家督被成下

⑦ 貊左右馬忠明（辰次郎・後孫左衛門）

宝曆十二年九月九日 初而御目見申上

明和二年正月十一日 御広間見習被仰付

同六年二月朔日 家督被仰付

同 三月 御書出被成下

同七年十二月朔日 御側勤被仰付

安永元年十月五日 於江戸表、御目付見習被仰付

同三年九月四日 御徒士頭見習被仰付

同三年十一月 差出又

安永六年九月四日 弟与三右衛門、横堀并蔵養子被仰付

同七年四月二十三日 御目付本役同様ニ出仕被仰付

同十年六月二日 総見院様二百回御忌之節、御由緒家名之者故御菓子献上・登山之上頂戴被仰付

天明二年六月二日 総見院様御遠忌去ル年被為濟卜雖御在邑就、改而御拜礼有之、登山御備之御菓子頂戴、於

德源寺而名字柄之者ニ付格式改被仰付、即日御役人席御取次頭取被仰付

同年同月四日 御徒士頭助役、平日御広間勤、御目付本役同様ニ心得、御役所江立入被仰付

同年四月七日 御目付本役被仰付

天明四年九月八日 知行之御書出頂戴

寛政二年三月朔日 於江府二御用人格被仰付

同年十二月 差出又

同六年六月十三日 御使番御奏者御勤方被仰付

同十三年二月四日 御用人被仰付、兼御奏者御勤方御取ノ相勤申候事

文化元年五月二十四日 御奏者本席被仰付

同五年六月 病氣ニ付奉願通隠居被仰付、伴江家督被仰付、隠居料御蔵米四俵頂戴被仰付

同十三年正月二十九日 死去

⑧ 狛左右馬忠剛(幼名荒木平次郎・後孫左衛門)

寛政九年三月朔日 初而御目見被仰付

同十年十一月五日 外様御中小姓御雇被仰付、御蔵米拾俵被成下候

享和三年十一月十六日 御近習被仰付

文化三年六月十五日 四俵御加俵被成下候

同五年六月二十八日 家督無相違、知行百石被成下、御馬廻席被仰付

同十年三月 御書院被成下

同十一年六月 御小納戸役

同十三年九月 御徒士頭助役被仰付

文政元年五月十九日 御役人格、奥御目付被仰付

同五年十二月 御勤方被仰付

同七年十一月十七日 御目付被仰付

近世における「國人領主」と田臣・「本貫地」(吉田)

同十一年 良心院様御初入御道中方御目付御元方相勤、御供被仰付

同十二年三月 御書出被成下

文政十三年十一月 御書出被仰付

天保三年七月九日 病死

⑨ 狛左馬之進忠道(初名惠吉)

文政十三年十二月十五日 初而御目見被仰付

天保三年九月十五日 亡父孫左衛門家督無相違、高百石、御馬廻席御広間勤被仰付

同 十二月一七日 御側勤被仰付

同四年三月 江府御在府二付、御広間勤

同五年五月 御側助侍請

同六年五月 御在府御広間相勤

天保四年 御書出被成下

同十一年十一月十八日 心得方不宜二付長之御暇被下候

文久元年正月 婦參被仰付

同二年正月 御近習席七人扶持被仰付

同三年正月三日 奥方々様御在邑御引移二付、宝積院様奥御目付被仰付

明治三年十二月三日 隠居被仰付、長男競(後忠雄)家督相統被仰付

〔出典〕「正徳三癸巳年 御家中由緒書 全」(柏原藩織田家文書)

〔安永三甲午年 御家中由緒書 式冊之内〕(同)

〔慶応四戊辰歳二月書写 狛家由緒書 狛忠道〕(姫路市狛忠久家文書)

第2表 狛氏の居城跡地

地種	反別	石 高	宛米高
上田	25歩	1斗5合	2石
内畑	1畝1歩	1斗3升5合	4斗
内畑		1斗6升7合	4斗
屋敷地			1升
屋敷地			1斗5升
屋敷地			1斗
屋敷地			8升
広畠			6斗5升
藪			5升

(出典) 注(2) 拙稿「中近世移行期の『武士』と村落」より

三升五合の土地であることがわかる。これが、「城田」と「内畑」という田畑で、第2表の「上田」二五歩と二番目の「内畑」一畝一歩にあたる。これらの土地は、宝永六年段階で大西清助が「支配」しているという。大西清助とは狛一族の一家であるが、丹波亀山城主松平伊賀守忠周に仕え知行二百石取の武士であった大西郷右衛門の子で、父とともに浪人して東法花野村に居住し（住所は城垣内）、藤堂藩の無足人になっている者であった。

ところが、元禄十三（一七〇〇）年頃になって狛忠成が「城田」を狛一族の野村武左衛門家に十年季で質入れた。その後、年季がきて城田は請返されず質流れになってしまった。そこで、狛一族が宝永七（一七一〇）年に野村武左衛門へ城田の請返しを申し入れたところ、請返しの条件として「孫左衛門殿田畑之儀、近年清介へ支配被致候、以来何茂中間ニ支配被致、孫左衛門殿御為ニ成り申様ニ何茂被致候ハ、請返させ可申」と、近年大西清介が「支配」

一 先次郎（狛忠位）田畑屋敷少々御座候、大西清助支配被居候

一大西清助親ハ郷右衛門、松平伊賀守様ニ而知行式百石取居申候、平助親ハ郷右衛門子七郎右衛門と申候、郷右衛門代ニ浪人、清助・平助ハ伯父甥也、一度ニ浪人仕候、清助ハ東法花野之内高拾石計、平助も右同前也、高持いづれも帳付也、無足人ニ而御座候、平助ハ伊賀上野早水理右衛門様徒弟ニて御座候

これによると、城跡は田畑になっており、野日代村に属す「御年貢高」（検地帳の石高）一斗五合の土地と、西法花野村に属す一斗

している狛氏の田畑をすべて「中間」で「支配」するように求められた。⁽⁷⁾このため、狛氏の土地は大西清助の「支配」を離れ、狛一族で請作し管理することになるのである。

次に掲げるのは、中間支配の議定書である。⁽⁸⁾

〔史料2〕

覚

一年貢米御上納指引残米余り直段二而当番へ請込申候付者、翌年二月中ニ算用互ニ可被成候、二月過候ハ、拾月方之利足月壹割五歩宛出シ算用可被成候、定書如此候、以上

中間

すなわち、狛氏の土地からの収穫米（年貢米）で領主への御上納¹¹年貢を支払った後、中間内の年番が残り米を銀に換えて預かり、そこから翌年二月までに算用すること、もし算用に滞った場合は、十月からの利子を加えて算用することが取り決められている。

そこで、中間支配になった初年度の正徳四（一七一一）年分の算用をみておきたい。第3表は正徳四（一七一一）年度の算用を表している。狛氏の名義地は、善助・六兵衛・寿貞・助八郎の四人が下作している。この内、善助の下作地である城田（二石）・内畑（四斗）・屋敷（一斗）・広畠（六斗五升）の合計宛米三石一斗五升についてみると、当該年度は広畠の収穫が皆無であるのと、不作引分が一石一斗五升あるため、残り一石三斗五升、銀にして二二三匁五分七厘が中間に納められる年貢（小作米）となる。同様にして、他の三人からの年貢を合計すると、二六八匁四分一厘である。そこから、正徳四年度の必要経費を差し引くことになる。その内訳は、狛氏の墓参代一匁、狛氏の氏神である弁財天の寄合人用八匁三分と、藤堂藩への年貢として野日代村庄屋善右衛門へ渡した二三匁八分と、西法花野

第3表 正徳4年度狛殿年貢の算用

取	善助分	城田	2石	
		内畑	4斗	
入		屋敷	1斗	
		広畠	是ハ当年皆無	
	六兵衛	屋敷	1斗5升 (代15匁6分)	
	寿貞	屋敷	1斗	
		同	8升	内3升当引
		藪	5升	
	助八郎	内畑	4斗	内3斗5升当午ノ不作 残5升 (代7匁9分1厘) 内5分まけ申候様ニと被越申候故引
	年貢取方合計		268匁4分1厘	A
	支	1匁	墓參善助ニ渡す	
		8匁3分	弁才天寄合入用 (酒1升・豆腐3丁源七へ渡す)	
23匁8分		善右衛門ニ渡=野日代村への年貢		
15匁9分		金兵衛門ニ渡=西法花野村への年貢		
716匁4分9厘		正徳4年4月大西平右衛門殿かし		
出	77匁4分	利息		
	支出合計		842匁8分9厘 B	
B-A		574匁4分8厘	平右衛門ひかえ	

(出典) 正徳4年4月「狛殿分田畑指引覚」(小林・狛E-1)

村庄屋金兵衛に渡した一五匁九分を差し引き、二二九匁四分一厘が残銀となる。しかし、正徳四年四月迄の時点で大西平右衛門が七一六匁四分九厘立替えているため、それに利息一〇パーセントを加えた元利七九三匁八分九厘に、当年度の残額二一九匁四分一厘を充填すると、差し引き(第3表B-A)五七四匁四分八厘を依然として大西家が立替えていることになる。

以下同様にして算用を続けた結果、大西家への借金は、正徳

五(一七二五)年度には三五五匁八分三厘、享保元(一七二六)年には一八五匁五分五厘と減り、享保二年度には皆済することができた。そして、享保四年正月二六日付で「戌年狛孫左衛門殿田畑算用、連中立会相違無御座候」と年番野村武左衛門のもとで算用が完了したときには、一〇五匁七分五厘の過上銀が生じるようになった。過上銀の内、七一匁七分は大西平右衛門によって柏原の狛忠位のもとに届けられた。また、享保六(一七二二)年度の算用帳には、

翌七年三月付で「丑年算用立会相違無御座候」として、年番の松井源七を筆頭に同介八郎・野村伊左衛門・同重郎兵衛・大西平右衛門・今中忠兵衛・小林宇兵衛・平井仁兵衛の連署で狛孫左衛門様宛の奥書きがある。こうして送られた銀と帳面を受け取った狛氏からは、次のような書状と請取状が送られてきた。⁽¹⁰⁾

〔史料3〕

請取申銀子之事

合新銀五拾九匁八分五厘也

右者子ノ年城田畑年貢指引之殘銀儘請取申処如件

辛丑八月九日

狛孫左衛門⁽¹¹⁾

小林宇兵衛殿

〔史料4〕

(前略) 然者去年分物成銀御算用被成御越、委細帳面之趣得其意、被入御念候義御世話之段忝存候、且又新銀五拾九匁八分五厘御越、是又儘致落手候、從此方者何角取紛、久々以書状不申入、御無音再々打過申候、毎々御世話之段忝御事御座候、猶重而可得御意候、恐惶謹言

〔史料3〕は、享保五年度の過上銀五九匁八分五厘を、狛忠位が年番の小林宇兵衛から受け取った際に認めたもので、〔史料4〕は小林宇兵衛をはじめとする狛一族⁽¹²⁾「中間」にあてて、算用帳と過上銀を受領したことを知らせる書状である。この時狛忠位は二十歳前後の若年で、いまだ家督を相続もできないまま、扶持を受ける身分であった。書面に「此方者何角取紛、久々以書状不申入、御無音再々打過申候」とあるように、狛一族への書状は久しく認められていなかったことがわかる。つまり、狛氏は上狛村の城跡については大西氏をはじめとする狛一族に任せていたのである。⁽¹¹⁾

3. 狛連中からの除名

ところが、この頃から上狛村の年貢算用をめぐるトラブルが生じていた。次の書状は、享保九（一七二四）年十二月二日に母方の伯父にあたる飯田半兵衛正福が江戸出府中の狛忠位にかわって、狛一族内の松井助八の不正を糾弾するために狛連中に送った書状である。¹²

〔史料5〕

追而得御意候、助八殿御手前三四年以来未進、又者入札之銀子千今埒明不申候由、致如何御延引之事ニ候哉、難相心得不埒千万成儀ト存候、元利共ニ八凡式百目余程見へ申候、年内ニ爰元江被指越候者、江戸へ年内ニ到着申様ニ下し申度候

これによると、狛連中の一人松井助八郎は請作地の年貢を三、四年来未進しつづけていた上、作徳米の入札代銀を納めないというのである。その後享保十三（一七二八）年になっても助八郎の未進が解決されなかったため、狛忠位は上狛村に家臣の足立二郎左衛門を派遣し、糾弾することにした。そのことを狛連中（小林宇兵衛・平井見竜・野村重郎兵衛・野村文右衛門・大西平右衛門・松井助八郎・松井源七）に伝えた書状が、次の史料である。¹³

〔史料6〕

一此度二郎左衛門遣候儀、外之用事ニて者無之、近年其元作方勘定目録久々不承候、殊ニ助八殿未進も如何成候哉、打絶様子不承ニ付、其段承度ニ付差遣候、委細勘定目録御見せ可被下候、并松井氏未進も御取立御見せ可被下候、か様二段々不埒ニ罷成候而ハ何共氣之毒千万ニ存候、二郎左衛門へも委細申合候間、宜御相談可被下候、再度二郎左衛門遣候も彼是物入等有之迷惑千万ニ存候、此度如何様共急度御取立、目録等御済候様ニ頼入

候、委細ハ二郎左衛門へ御聞可被下候

ここから、狛連中は松井助八郎の未進の取り立てを怠っているばかりか、柏原に勘定目録を送付していないことがわかる。これに対して、狛連中からは「近年勘定目録掛御目候様ニ被仰聞御尤ニ御座候、近年ハ日損ニ付不作仕候故作徳米無之旁以勘定目録遣不申、当年年貢米等差引仕、来春早々一所ニ勘定目録可入御覽候」と返答しているが、狛連中による「支配」が順調に進んでいない状況を窺わせるやりとりである。

こうして、柏原から享保十三年八月に足立次郎左衛門が上狛村に派遣されてきた。二郎左衛門は「助八方へ御出、段々御対談被成候得共不埒ニ付、連中へ相談之上当村役人浅田金兵衛方へ御出候得共、左巳(ササ)之義茂無御座候ニ付、古市役所へ御断被成候」と、助八郎に掛け合つたものの埒が開かず、西法花野村庄屋の浅田金兵衛に訴えても効果が上がらないため、藤堂藩の古市役所に出訴した。次に掲げるのは、次郎左衛門の訴状である。⁽¹⁴⁾

〔史料7〕

乍恐以書付御訴訟仕候

丹州柏原織田出雲守内

狛孫左衛門代

足立次郎左衛門ト申者ニ御座候

一御領下之内狛郷ニ狛孫左衛門由緒御座候而田畑少々所持仕候内、御領下西法花野村入字城畑と申所、同村助八郎と申者ニ下作ニ預ケ置候處年々未進仕、其上八年以前丑年田畑作徳米入札ニ而助八郎方江買取、此代銀貳百四拾五匁三分三リン少も相渡シ不申候ニ附、私儀丹州方年々罷越銀子并城畑相渡し候様ニ催促仕候得共、何角与不埒申相延埒明不申候ニ附、此度罷越右預ケ置候銀子・城畑相渡し候様ニ申候得者、我俣申相渡不申、無

是悲御願申上候御事

一寅年助八郎方江買取候作徳米代銀并近年未進米代銀之算用書、介八郎方取置候手形之写式通、別紙ニ指上ケ申候御事

一田畑支配致候連中狛村御領下之内ニ御座候、乍恐被召寄御尋被遊被下候ハ、明細ニ相知レ申候、介八郎方不埒ニ而銀子相立不申候ニ付、孫左衛門狛村ニ而他借銀御座候處、利足等相積旁以難義千万ニ奉存候御事

右之通少茂相違無御座候所ニ、年々我候申不埒延引仕候ニ附、遠方方度々罷越催促仕迷惑千万ニ奉存候而、此度無是非御訴訟申上候、被為聞召分介八郎被為召出城畑并作徳米代銀未進銀、右三品相渡候様ニ被為仰付被下候ハ、難在可奉存候、以上

狛孫左衛門代

享保十三年申ノ八月

足立次郎左衛門印

古市御役所

梶尾源左衛門様

すなわち、助八郎の未進銀、作徳米入札代銀と、助八郎に下作させていた城畑を取り上げることが願っているのである。この結果古市役所は、未進銀と入札代銀の取立願いは却下したものの、助八郎に城畑の返却を申し渡した。

八月二十九日に柏原へ帰着した次郎左衛門の報告を受けて、九月二日付で狛忠位が狛連中に送ってきた書状では、「未進銀之儀者無是非候へ共、入札家督米引取其通ニ致候儀、何共乍氣之毒古市方御取上ケ無之段（中略）助八方方請取候田地此度善助江預候由、二郎左衛門何茂様御相談申候由致物語候、弥善介へ御預可被下候」と、城畑を善介に

預け替えることにした。さらに助八郎の処遇について狛連中は「助八郎義兼而御存知之通不埒仁而御座候二付(中略)狛御連中除申様」⁽¹⁸⁾と中間からの除名を求めた。これを請け、狛忠位は助八郎に「自今何事茂相頼不申候間、連中へ御加り候事御無用ニ致候」⁽¹⁹⁾と通告したのである。これによって助八郎は、上狛村に残された狛氏の土地支配に関与できなくなつたばかりでなく、「助八方江毎年袋初与申由ニて米五升宛取候由、向後ハ少も御渡被下間敷候」⁽²⁰⁾と助八が狛連中から受け取つていた「袋初」の米五升の支給を停止することになった。これは、毎年正月十一日に旧狛野莊の氏神である松尾神社と御霊社の神事として行われる「御田植苗代之米袋始」という儀式において、初穂の米を最初に北莊の椿井氏と南莊の狛氏が納めることをいう。ところが、西法花野村の狛家が逼塞したため、その後は松井助八郎家がその代わりを勤めてきた。⁽²¹⁾それを今後停止するという決定である。こうして松井助八郎は狛連中を除名された。以後、狛忠位から出される書状の宛て先に、松井助八郎の名は見られなくなるのである。

4. 城跡の売却

狛氏は、上狛村の城跡からの作徳米以外に、狛連中に銀子の用立てを無心していた。享保十五(一七三〇)年頃と推定される書状では、「其元ニて御物語申入候銀子御才覚之儀、何とそ御相談被下候哉、何とそ五百目御才覚被下候へ者大慶存候(中略)右之通才覚成候へ者拙者、為殊外能御座候故、御頼申入候事ニ御座候、去年も申入候へ共難成段御尤存候、併此度ハ拙者直对ニ御頼申入候處ヲ思召候而、御相談御はたらき被下候ハ、千万可忝候」⁽²²⁾(ルビは筆者注)と直々の願いゆえ聞き届けるように狛連中に無心した。しかし、かなわなかつたとみえて翌年正月に再度「拙者、為ヲ思召被下候事二候へ者、御如在ハ有之間敷候へ共、尚更拙者ヲ思召候ハ、随分くとはたらき、何とそ才覚成次第二御越頼入候」⁽²³⁾と申し入れている。その際の論理は、一環して「拙者為」である。これは、家臣なら主人を思うべきであ

第4表 狛連中による立替銀の推移（単位は匁）

	大西平右衛門	小林宇兵衛	野村伊左衛門	松井源七	野村重郎兵衛	合計
享保9	58.68	77.88	77.88	18.88	—	233.32
10	97.58	97.58	84.29	22.48	23.99	325.68
11	146.79	115.14	99.46	32.97	28.26	422.62
12	173.07	137.59	104.82	39.4	33.72	448.6
13	203.2	162.36	123.69	46.46	39.79	575.05
14	248.99	192.88	178.2	61.83	95.71	747.61
15	320.32	247.25	228.3	79.68	123.53	998.1
17	331.86	256.76	235.64	96.84	127.98	1035.66
18	350.87	272.58	251.03	103.07	146.18	1123.73
19	440.12	341.91	312.53	129.29	183.36	1225.43
20	470.18	365.65	297.55	138.27	196.09	1333.69
元文2	523.19	406.88	374.28	153.86	218.02	1576.23
3	522.43	421.23	384.7	160.3	231.34	1619.21
4	597.7	481.91	440.32	183.39	264.66	1977.99

（出典）享保15年2月朔日「狛殿江控銀年々算用帳」（小林・狛E4）

るといふ主従意識の強要であった。しかし、この無心は聞き届けられなかった。

一方、城跡の年貢算用も、先に指摘した享保九（二七二四）年の書状で狛忠位が城跡年貢の勘定目録の送付を狛連中に求めているように、円滑に進んでいなかった。狛連中の算用帳をみると、享保八年十二月時点で狛連中の「ひかえ銀」（＝立替え銀）額が二四一匁二分二厘存在することが確認できる。

これは「柏原へひかへ遣し申候銀之内へ入引」として定式の算用とは別に扱われたが、享保九年度以降第4表にみるように年々累積していく。このような累積が生じたのは、享保八年一二月五日に、大西平右衛門・小林宇兵衛・野村伊左衛門が立替えた各六六匁、松井源七の一六匁に、年利一八パーセントという高利が上乘せされたことによる。このため、たとえば享保九年度の年貢銀は前年度の二分一に満たない九四匁六分であるのに対し、御霊社の祭礼にかかる笠鉾代、花代や寄合費などは、六七匁六分八

厘に及んでいる。さらに一五匁六分二厘の残額も、野村重郎兵衛の立替え分の返済に宛てられた。こうしてわずかながら生じる余剰銀は翌一〇年度以降もすべて狛連中の立替え銀返済に宛てられ、柏原への送金はみられなくなる。この結果、元文四年には五人の立替え総額が一貫九七七文九分九厘という額に及んだのである。

そこで、狛忠位は借金の返済に城跡の売却を考へることになる。次の史料は、狛忠位が城跡の売却を決意したこと(24)を狛連中に伝えた、寛保三(一七四三)年三月一六日付の書状である。

〔史料8〕

一先年銀子入用ニ付御世話之儀申入候処、城田畑質入ニ被成御才覚被下候處、其以後不作打続作徳米ニ而ハ利足も上り不申、年々元利積り、去暮銀高ノ式貫目余ニ罷成候、以中々作徳米ニテハ利上ケ難及ニ付、銀主方近年段々催促致候へ共御言延置被下、去暮ハ是非く埒明候様ニ被申候ニ付、御連中数度御寄合被成色々御相談被成候処、城田拾年切ニ銀主江御渡御詫可被成与思召候へ共(中略)各々様御了簡之通り旧城売却候筈ニ被成可被下候、則証文進候間幾重ニも宜御相談御取計可被下候、何も拙者為思召御相談被下候儀、兎角御了簡ニハもれ申間敷候(中略)昔ヲ御忘不被成今ニ至御捨不被成候趣致感涙候(後略、ルビ筆者注)

冒頭で、先年城田畑を質入して銀子を調達したといっているのは、享保八(一七二三)年十二月五日付で狛連中が立替えた二一四匁を意味していると考えられる。その後、作徳米では利息も返済できず、寛保二(一七四二)年暮れには元利合せて二貫目にも及んでいたという事態も、第4表の趨勢に合致する。とすると、狛連中が「段々催促致候へ共御言延置被下」ている銀主とは、実は狛連中自身ということになる。そのような実態を把握していない狛氏は、狛連中が「拙者為思召」したと信じ、「昔ヲ御忘不被成」と狛連中の忠節に感涙し、いつの日か請戻すことができる(25)の望みをもちつつ、城跡の売却を決意したのである。この書状とともに、同日付で次の証文が送られた。

覚

一城田質入ニ而先年銀子借用申候得共、年々利足相滞申候而氣之毒存候、依之今度城田御売払御濟可被下候、尤御払之節各御印形ニ而御売払可被下候、為其此一札御連中江永々相渡申候、仍而為後日証文如件

寛保三癸亥年

三月十六日

狛孫左衛門印

野村武左衛門殿

野村重右衛門殿

小林宇兵衛殿

松井金十郎殿

大西兵藏殿

これは、狛連中がつくったひな形にしたがつて書かれた証文である。ここには「年々利足相滞申候而氣之毒存候」と、狛連中が銀主であるとも受け取れるあいまいな表現になっている。結局、延享元（一七四四）年十二月十五日付で高一斗五合の城田は林村武右衛門に一年期、銀子二貫三〇〇目で売却された。⁽²⁶⁾同時に、狛連中が城田を宛米二石で下作する証文も入れられた。⁽²⁷⁾但し、下作の年季は一〇年となっており、一年期での受け返しを想定していないことが明らかである。狛連中は、城田の売却代銀から売却にあたって開いた寄合代銀と半紙代を差し引いて、二貫一四匁五分五厘を立替え銀の返済に充当しようとした。ところが、立替え銀は野村重右衛門〓二七一匁八分五厘、松井源七〓一七九匁七分三厘、大西兵藏〓六一四匁八分六厘、野村武左衛門〓四九四匁九分五厘、小林宇兵衛〓四九四匁九分五厘に

及んでおり、売却代銀をもつてしても三四〇匁二分七厘不足した。そこで、翌延享二年十二月十二日、内畑高一斗六升七合を銀子六〇〇目で井上伊兵衛に譲り渡し、不足銀に一〇パーセントの利息を上乗せした三八五匁五分九厘をようやく清算したのである。⁽²⁸⁾

以上、狛氏が上狛村に残した土地の「支配」を検討してきたが、そこから窺えるのは「狛氏御為」という主従関係を外皮とする、狛連中の利欲と、狛氏による旧臣への吸着である。はじめ大西家に預けられていた狛氏の土地を、すべて仲間支配にしたいということの裏には、土地からの収益を仲間全体の利益にしようという目算があったとみることができる。狛氏からの金の無心に答えるためとはいえ、狛氏への用立銀に年利一八パーセントという高利を設けることは、決して狛氏のいう「拙者為」などという要求に応える行為ではなかった。

他方狛氏も、織田家からの給分では存続困難な家計を抱え、その財政援助を求めて本貫地と旧臣との古い主従関係を頼りとして吸着してきた。しかし、そこでの狛連中の対応は高利を付した貸借関係であった。その結果、本貫地に唯一残された不動産を失うことになったのである。とはいえ狛連中も、在地において織田信長に仕えた由緒を持つ國人領主狛氏の旧臣であることをみずからの社会的地位を保持する根拠としていた。そのため決して狛氏との縁を断ち切ることはなかったのである。

5. 東大寺観音院寺本

次に、狛家が代々保持してきた奈良東大寺塔頭観音院の寺本をめぐる確執を検討していく。寺本とは、寺院の住持や弟子を輩出する特定の家筋のことで、奈良の寺院では中世以来多くみられたという。公家や名主層の家が、自らの子息を寺に送りこみ、寺領や什物などの財産をほしのままにしたのである。⁽²⁹⁾

狛家と観音院との関係がいつから始まったのかは詳らかではないが、天正五（一五七七）年に織田信長からうけた知行方目録にも、南都尊宗院・観音院として五五石余が扶持されていた。⁽³⁰⁾ また寛文九（一六六九）年には、椿井玄教の伴友之助を養子として観音院の住持に入れている。⁽³¹⁾ 次の史料は、宝永二（一七〇五）年に亡くなった住持訓然の跡式を譲り受けた竹丸の里本について記したものである。⁽³²⁾

〔史料10〕

児竹丸里本寺本之事

一 児里本寺本共ニ丹州柏原織田山城守家来狛孫左衛門（〓忠成）与申者ニ而御座候、孫左衛門相終、児千次良義者同家中飯田半右衛門与申者之方ニ養育仕罷有候由承及候、観音院児者右千次郎弟ニ而御座候、由緒御座候ニ付山州上狛大西平右衛門方ニ養育仕罷有候、観音院寺本之儀、孫左衛門方〓大西平右衛門ニ頼置候ニ付、平右衛門方〓児入院無之内者知行方万事世話仕、寺ニ者留主居差置申候、児入院之砌者由緒之者共児取立申儀ニ御座候

竹丸は狛孫左衛門忠成の子千次良〓忠位の弟として養子契約した者ということになる。ところが、宝永八（一七一）年時点で幼少であるため、いまだ上狛村の大西平右衛門方で養育されているという。大西平右衛門は、前述した狛一族の大西清助の弟平助のことである。狛氏は、城跡の支配のみならず観音院の寺本も大西氏に託していたのである。ところで、観音院の寺本としての利権はどのようなものであったのであろうか。次に掲げるのは、友之介の養子契約に際して狛氏が用意した観音院住持の得分を書き上げたものである。⁽³³⁾

〔史料11〕

覚

一 東大寺観音院知行南都般若寺にて高卅石、此取廿四石つ、定成

一 山藪畑屋敷之内ニ少有之候

一 真言坊主師弟子式人家来御座候、此外ニ般若寺にて式拾人被官御座候

一 学文科ハ五石拾石或ハ式拾石、器用次第地方にて取申候、東大寺惣せき学ニ成候へハ三拾石取申候

これによると、住持の得分は①観音院の知行地三〇石からあがる年貢米二四石と山藪畑、②二人の家来と知行地にいる二〇人の被官、③知行地から自己の裁量で取取することを許された学文科である。このような寺本の慣行は、寺の財産を食いつぶすことにもなり、その弊害を取り締まる奈良奉行の法令が出されるほどであった。³⁴⁾

ところが、享保年間に観音院の住持が退院する事件がおこり、狛氏は寺本を喪失する危機にみまわれる。このことについて、狛忠位から狛連中への書状は次のように報じている。³⁵⁾

〔史料12〕

一 南都東大寺出入ニ付、観音院四ヶ院被致退院候儀、御寺務へ願之趣、且又被仰出候趣、委細被仰聞通致承知候、右之訳ニ付何茂御相談、御両人東大寺年餘殿清院へ御越、寺本并後住之儀段々御断被仰達候処、今以右之断延引、後住之儀も相定、得度等をも致候由、年餘被申候趣、具ニ被仰聞致承知、入御念儀ニ御座候

すなわち「東大寺出入」で観音院の住持が退院したため、狛連中が東大寺の年餘に寺本として後住を入れることを申し入れたにもかかわらず、東大寺の側で後住を決定してしまつたのである。これに対し、狛氏の意向を伝えた親類の飯田半左衛門の書状では、「代々持来候寺本之儀、此度方外へ遣候儀何とも心外之至ニ存候故、手筋を求再三ノ願をも可差出と、孫左衛門とも申談儀ニ御座候へ共、能手筋無御座一日くくと及延引申候」と、ここで寺本を失いたくないとの強い意志が示されている。次の史料は、享保十三（一七二八）年八月八日付の狛忠位から狛連中への書簡の一

部である。⁽³⁷⁾

〔史料13〕

一当夏以書中申入候、相達可申与存候、観音院寺本之儀、先達而申入候之通、南都興福寺中妙喜院与申出家衆へ傍輩共御心易手筋有之、江戸にて毎度御参会申、観音院之儀御物語申候處、可致世話候旨被申、当秋ハ南都へ帰候間、其節狛之衆中一兩人御越候ハ、御相談申、如何様共可致世話旨被申候、夫迄寺元外へ被下候而ハ悪敷御座候間、左様之儀無之候様ニ、手筋ヲ以御寺務へ可申込旨被申候ニ付、則当夏松尾長恵ヲ以役人衆へ申込候處、寺元届遅引上申候、不点合ニ御座候へ共達而願、左候ハ、観音院当住等一所願候ハ、埒明可申哉与尋候へ者、左様之儀候ハ、成間敷物申候も無之候由被申聞旨、長恵方へ申越候、依之此度妙喜院へ者、観音院当住此方与一所ニ被願候儀ニ御取持被下候之様ニ申遣候間、左様御心得可被成候、若妙喜院南都へ御帰り之様子御聞被成候敷、又者各様之内へ申参候ハ、となたニても早速御越被成候而、宜御相談被成可被下奉頼候、妙喜院於江戸念頃ニ御申候間、定而御如才ハ有之間敷与存候間、如何様共宜御相談頼入候（後略）

狛忠位は、織田家中の知合いである興福寺塔頭の妙喜院に、東大寺への取持ちを依頼した。ところが、妙喜院の取持ちを受けるまで寺本を保持していようと、松尾長恵という者⁽³⁸⁾を介して東大寺の役人衆に申し入れたところ、すでに遅く観音院の寺本は取り上げられていた。そこで、観音院の当住とともに寺本の復権を願うことに一縷の望みをかけたのである。

このあとどのように嘆願運動が展開されたのか明らかではない。しかし、狛連中の一家である小林宇兵衛家に伝えられた観音院関係文書には、享保三（一七一八）年七月十一日付の寺領安堵の御朱印状を最後として、以後のものは伝来していない⁽³⁹⁾。したがって、この時の嘆願運動は空しく終わり、狛忠位の時代に観音院の寺本を失うことになった

と考えられるのである。

二、狛忠明からの書簡

1. 狛忠明の略歴

狛忠明は、前述したように忠位の弟であったが、忠位の嫡男が出奔したために養子に入り、明和六（一七六九）年に家督を継ぐことになった。明和七年十二月から御側勤をし、安永元（一七七二）年十月に御目付見習、同三年九月に御徒士見習、天明二（一七八二）年四月に御目付本役、寛政二（一七九〇）年三月御用人格、同六年六月御使番御奏者御勤方、同十三年二月御用人、兼御奏者御勤方御取メ、文化元（一八〇四）年五月御奏者本席になった。忠明には男子がなかったため、織田家中の荒木安右衛門の次男荒木平次郎政幸（のち忠剛と改名）を養子に迎え、文化五（一八〇八）年病気のため隠居し養子の忠剛に家督を譲った。

なお、嫡女の百女は播磨国加東郡粟生村河合八兵衛のもとに嫁に行った。この河合家というのは、狛忠明から小林宇兵衛家に書送った書状によると「播州二而三人之郷士家柄之者ニ御座候、拙者家柄ヲ承伝而之望御座候」と郷士家である。狛忠明の家柄について伝え聞いて「貫請相望申候ニ付可差遣候様之内約申候」と、嫁入りの申し出をしてきたのである。狛家の女子の婚家は、忠位の娘の代から判明するが、明治以前はこの百女を除いてすべていづれかの藩士の家であった（第1図狛氏系図参照）。その意味では、狛家にとって郷士と姻戚関係を結ぶことは、家格を一段下げることになる。

しかし、狛家にとってもメリットがなかったわけではない。後に忠剛の倅忠告は、浪々の身となって叔母にあたる

百女の婚家河合家に金の無心に行った。このことを考えると、郷土との縁組みは狛家としても狛連中と同じようなバトロンを在地にもつことを意味したといえよう。

2. 金子の無心

忠明から狛連中宛の書簡の大半は、金子の無心である。前述したように、忠位の時代にも江戸下向のために銀子の才覚を執拗に懇願していた。その論理は、一貫して狛連中が当然「拙者為」を考えてくれる、あるいは考えるべきであるという意識であった。

これに対して、忠明からの金子無心の論理はしだいに変化していった。まず、忠明が家督を相続し、江戸で「側給人」を任せられる明和六（一七六九）年から、安永元（一七七二）年正月にかけての時期には、忠位（法号退休）と左右馬忠明との連名で、あるいは左右馬単独の書状で合計銀一貫六七匁余を受け取っている。その際、次のような証文を送付した。⁽⁴²⁾

〔史料14〕

覚

銀毫メ目也

右借用申所美正也、此借用銀相済候迄、屋敷跡地上ケ物にて御引落し可被成候處、仍而如斯

明和七寅

十二月五日

狛左右馬^印

狛退休^印

小林宇兵衛殿

野村武左衛門殿

大西平右衛門殿

野村重兵衛殿

これは借用証文ではあるが、利子にも言及せず、「屋敷跡城地」からの作徳で返済しようというものであった。先に述べてきたように、延享元（一七四四）年に売却した城田を請け戻していたとしても、上狛村の城跡地はこのような大金の引当になるような収益をあげていなかった。そのように返済の目処もない大金を用立てさせる狛氏の論理は、やはり忠位にみられた主従意識の強要であった。また、それを全面的ではなくとも受け入れる狛連中の側にも、狛氏との縁故を保ち続けるだけの主従意識の断片が存在したのである。⁽⁴³⁾

明和九（一七七二）年に忠位が亡くなってからも、あいかわらず「去年ハ何方茂不作ニ而、嘸々御難義之処御尤至極致承知候、右乍存度々御才足申候処を、気毒心外存候得共無據御頼申上候処、全ク御深切之御心底故下拙へ取統出来大慶不過之候⁽⁴⁴⁾」と、強引に才覚させていた。しかし、容易に金の無心が実現するわけではない。

〔史料15〕

一筆致啓上候、暖氣弥増候得共、御家内御揃弥御平安可被成御凌、珍重之御事御座候、下拙儀去春以来在勤罷有候処無別義相勤、来ル五月朔日旦那供ニ而出立申候、其後者久々御左右も不承、去々年迄毎歳煮山椒并書状、京都木屋伊助方江向差出候処、一度も御答も無之候、御母義様二者不相替御気丈ニ御凌被成候事哉承度存候、且又貴様御子達定而繁昌可被成御凌御噂申事ニ御座候、乍慮外御家内様江時候御見廻可然様被仰伝可被下候

一其以来者久々不掛御目五月十二日ニハ京都通行申候、其節御上京砌ニも御座候ハ、掛御目度朱雀迄御出も被下候ハ、得御意度存候、猶又在着之上可得御意、久々御左右不承候間、御様子承知申度旁為可得御意、如此御座候、恐惶謹言

四月廿二日

狛孫左衛門

忠明（花押）

小林宇兵衛様

（二白略）

これは、荒木安右衛門の次男を養子にした頃に、忠明から狛連中の一家である小林宇兵衛にあてて出された書簡である。⁽⁴⁵⁾ 毎年煮山椒と書状を送っていたにもかかわらず、いっこうに返事がないという文言からみると、狛氏が贈答を尽くしているにもかかわらず、狛連中が狛氏を無視していたことになる。とはいえ、狛連中の野村家はすでに天明元（一七八一）年に絶家となり、大西家も同三年に一家で出奔してしまい、残るは小林家だけになっていた。おそらく、小林三左衛門と宇兵衛から金子を受取った天明八年以来、⁽⁴⁶⁾ 史料15の荒木安右衛門の次男を養子にしたという寛政九（一七九七）年までの間は、狛連中からの返信は全くなかったのであろう。

しかしこの書簡のあと、再び小林宇兵衛家との往信が始まる。それは、やはり金子の無心であった。まず、柏原にある狛氏の屋敷を建て替える普請費用である。これは「下拙居宅、祖父孫左衛門和州宇陀表方引越後普請二而、最早百余年相成年来致大破、近来立替申度存念御座候」と、狛忠成が元禄八（一六九五）年に織田家の転封にしたがつて、大和宇陀郡松山から柏原に移り住んで以来の屋敷が大破しているために、建て替えたいというのである。そのために「普請金五十両余無御座候而者難致成就候」と五〇両の大金を必要とする。それを「当地懇意之者江無尽相頼」

み、二〇石は調達できたものの、米価が下落していて五〇兩の半金にも満たない。そこで「金子廿三四兩御取替被下度御無心申度頼入義致候」と、二三、四兩の無心をした。勿論「御無心申入候義不本意御座候、普請延引ニも致度候得共」と、普請を遅らせることもできるがよいながら、「前文得御意候通り及百年余、兼々大破罷成候処、当夏兩度大風ニ而潰家同前ニ相成最早住居不相成」と、屋敷の大破ぶりを最大限伝え、普請が止むを得ないことを納得させようとしている。結局、金額は定かではないが、小林家から金子を調達することができた。

しかし、金子の無心はこのあとと続く。それは、特に伴忠剛の江戸出府にともなう仕度金の無心であった。次に掲げるのは、忠剛が寛政十（一七九八）年十一月に外様中小姓として織田家に出仕し、翌年初出府を命ぜられた時に小林宇兵衛に宛てて出された書簡である。⁴⁸

〔史料16〕

態々以便得御意候、弥御安全奉賀候、然者伴左右馬儀旧冬者外様中小性被申付、并二当三月初出府在番被申付難有奉存候、此段先御経聴申上候

一右出府被申付候義首尾宜方ニ而、何卒差出度存候得共、兼々御存之通り之拙宅、前々お格外之御厚恩ニ預り御世話ニ而相請申候得共、初出府ハ何方ニ而も先々目ハ入用御座候ニ付、中々難差出為断候積りニ而、不首尾之處覚悟ニ而右積仕候處、親類共打寄当年断候處、何レニ忝兩年中ニハ被申付候事ニ付、忝兩年相待候共別ニ当テ茂無御座、色々申談親類中少しツ、之持寄ニ而可差出、此節評議最中ニ御座候、右ニ付先以便御相談申上候、三四兩丈御恩借仕候様之事ハ出来申間敷候哉（中略）はだか出立ニ仕候共金四五兩無之而ハ難差出、無據御相談御頼申上候、返納之義八年々二三歩計ツ、之返納ニ而御承知可被下候哉（中略）右様相成候ハ、拙宅之目出ニ相成生界大恩忘却仕間敷、私も大慶可仕、此儀幾重ニ茂御頼上候（後略）

江戸出府の仕度金として最低銀一貫目は必要だが、その金を用意することができない。そこで親類が集まって相談したものの、今回出府を辞退しても次にその金を用意して出府させる当てもない。それならば今回親類中で少しずつでも合力して出府させようというのである。そこで、狛連中ニ小林宇兵衛にも三、四両の借金を申入れているのである。この文面に現れている狛忠明の姿勢には、忠位のような高圧的な主従意識はみられない。忠位は「拙者為」には金を用立てるべきだといひ、具体的な返済方法は提起しなかった。それに対して、忠明はせめて三、四両を「恩借」し、返済は年に金三歩宛とすると明記し、しかも金を用立ててもらうことが「拙宅之目出」となる「大恩」であるとまでいひ、ここに、狛氏と狛連中との立場の逆転がみられる。狛氏は腰を低くして、かつての家臣に金を「ねだる」ことになったのである。

三、狛忠剛からの書簡

1. 狛忠剛の略歴

狛忠剛は、先に触れたように織田家家臣荒木安右衛門の次男で、忠明の養子に入った者である。寛政十(二七九八)年に外様中小姓として出仕し、蔵米十俵を請け、享和三(一八〇三)年十一月に御近習、文化三(一八〇六)年には蔵米四俵の加増を請け、同五年六月には父忠明の病氣隠居により家督を相続し、御馬廻席となった。その後、文化十(二八一三)年に御書院、同十一年御小納戸役、同十三年に御徒士頭助役、文政元(一八一八)年に御役人格奥御目付、同五年に御勤方、同七年に御目付と順調に昇進していった。

しかしその後は、文政十一（一八二八）年に「良心院様御初入御道中万御目付御元方相勤御供」を勤めたという以外は、役職に異動がみられなかった。これは、忠剛の長男の狛左右馬忠告の不祥事による処遇と考えられる。忠告は文政八（一八二五）年に勤番のため出府した時、そのまま出奔してしまったのである。狛家の嫡子には文政十三年に五男の狛忠吉（のち左馬之進忠道）がたてられるが、おそらく忠告の出奔が忠剛の出世を妨げることになったのである。忠剛は天保十三（一八四二）年七月九日に病死し、同年九月十五日に忠道が家督を相続することになる。

2. 子供の養育と生活苦

忠剛には狛忠明の娘八重女との間に男子七人、女子四人と十一人の子供がいた。文政六（一八二三）年十二月に、小林宇兵衛正居が亡くなった報を受けて認めた甲い状には、「拙宅小兒共四人引続痲瘡致申候而、夫故取込乍延引御見廻等申上候」と、甲いが遅れたことを詫びた上で、追伸に次のような文言を記している。⁴⁹

〔史料17〕

二白申上候、御尊父様御事、亡父祖父両代与彼是与内外御世話共二相成申候由、亡父毎々申述候而、厚恩之程決而忘却八不致候得共、当年時節柄悪敷且那方被具物も相減シ、并二近来米下直続等、其上私小兒多二而八人之子供老母有之、十一人之家内二而打暮申候、小兒計二而誠二今日之暮方二甚難決二凌兼罷在候、右二付此度義急度御香奠二而も相備候筈之處、乍心外前文之次第二而無其儀御断申上候、不悪深御案し被下候（後略）

この文政六年には、双子の六男友三郎復正と七男恭四郎が誕生していた。このようにたくさんの子供と老母を抱え、日々の生活にも困っており、香典も備えることができないというのである。

その上、文政十一（一八二八）年九月に妻の八重女が疫病で急死してしまう。江戸にいた忠剛は、「九月廿日二妻

死去之由江戸表へ申越、大二年当惑、供二而十月晦日江戸表出立致申候處、又候娘死去之由旅中二而承り申候」と、同じ疫病で三女の吉も亡くしてしまふ。すでに前年十二月に老母も亡くし、江戸屋敷も類焼にあつた忠剛は、「昨冬母死去致、其上二当春於江戸ニ類焼ニ而大小衣類迄失焼致申候、其上当年両人之死去ニ而、重々之難洪誠ニ筆紙ニ難尽次第二御座候」と、度重なる不幸を嘆く。そして「未子供茂五人御座候而、其上三姪之厄介御座候處、か様之事ニ而当地ニ而之勤計も難出来、十方ニ暮罷在候、何卒早々後妻ニ而茂置申度候得共、ケ様之難洪ニ而ハ中々参具候者も有之間敷与存候、誠ニ進退相極り必至与困窮罷在候、御察可被下候、右ニ付而茂兼而願置候金子之儀少々なりとも御恩借被下候ハ、莫太之御厚恩与奉存候」と、五人の子供と厄介の姪（忠明の娘高が離縁して連れ帰つた女子）を抱え、江戸勤めもでき兼ねるため、後妻の世話を頼み、さらに金子の恩借を願っているのである。

さらに翌年とみられる書簡でも、「下拙儀茂未後妻無之子供多ニ而、繁多心勞而已ニ打過申候、乍遠方可然縁も御座候ハ、御世話被下度奉頼候」と繰り返して後妻の世話を依頼する。その際、「遠路之事故少しハ下輩之方方ニ而も不苦候間、御聞合可被下候」と、武家の家柄でなくともよいという。しかし、結局忠剛は後妻のないまま天保三（一八三二）年に亡くなつた。

一方、金子の無心は「兼而御無心申上候處、当秋とも相成候ハ、御心付も被下候様被仰越、忝其節相待罷在候、何卒今少之御助力相願度」と執拗に続けられた。そして天保元（一八三〇）年と二年で都合金二両の恩借に成功した。その証文は次のようなものであつた。

〔史料18〕

覚

一金貳両也

近世における「国人領主」と旧臣・「本貫地」（吉田）

右之通槌致御恩借候事実正也、返済之儀者当所敷敷儉約御年限明之上ニ而返納可致候、為後日之仍而如件

天保二年正月日

狛孫左衛門[㊦]

小林三澤殿

同 宇兵衛殿

数年かけて漸く借りた金は二両であつた。しかし、これも織田家の儉約令がとけてから返済すると、事実上返済の目処はなかつた。

以上のように狛忠剛の書簡には、かつての主君の家柄であるという自負は全くみられず、逆にみずからの生活苦とみじめさをさらけ出し、憐れみを乞う姿勢が貫かれていた。そのようにしても小林家からはわずかな金が恵まれるだけであつた。ここに、狛氏の威厳は地に落ち、逆にそのような金子の無心をする元主君への狛旧臣家の冷淡な対応が際立っていた。とはいえ、狛連中の側にも狛氏との関係をもっていることは利点となる場合もあつた。

3. 狛連中の利点

寛政十(一七九八)年に京都町奉行所の帯刀改めが山城国一国に行われた⁽⁵⁴⁾。これは、それまで帯刀の継目や品替わりの届けを出さずにいた帯刀人を徹底して改めることを目的としていた。この時、上狛村では「追々品替等御地頭表江御断申上置候得共、御役所様江御断可申上之処、全先役之もの共無心附御届不申上候儀と於当役も奉恐入候、乍延引此度御届奉申上候⁽⁵⁵⁾」と、個別の領主には届出ていたものの、京都町奉行所へは届出を怠っていたことを詫び、上狛村庄屋平助と宇兵衛の連名で、小林宇兵衛以下六人の帯刀人を届け出た。この結果、享和二(一八〇二)年に京都町奉行所から宿証文が発給され、帯刀は認められることになるが、その間にかなり厳密な帯刀の資格調査がなされた。

小林宇兵衛は享和二年三月と四月に合計三度上京し、町奉行所との折衝にあたった。⁵⁶ その際、小林宇兵衛は難航が予想される折衝を有利に展開するためか、狛氏にその筋への手ずるを求めていた。⁵⁷

〔史料19〕

一 旧冬伺公仕候節、京都表二而御帶刀之儀御咄承候、帰国後相談仕候處、同苗二者当年出京も不致候得共、侍輩共之内毎々上京仕、小堀家へ者心易立入候間、得与懸ヶ合可為相談候、随分相成候而手代与申事二御座候、何連不遠懸ヶ合重便二可申上候間、左様思召可被下候

具体的な内容は不明ながら、帯刀改めを有利に進めるために、狛忠剛が小林宇兵衛の支配代官にあたる小堀氏と心安い同僚に取りなしを依頼しようとしていたことがわかる。これが実現されたかは明らかでないが、このような場合に在地の郷士たちも武家の縁故を頼る意味があったと考えられる。

この他、上粕村の地域間争論にも狛氏の助力を求めていることが知られる。文政八（一八二五）年に、林村廻照寺の地続きにある御霊神社・天王社の旅所における神事能奉納をめぐる、御霊神社・天王社の宮座と廻照寺檀家との間で争論が起こった。⁵⁸ すなわち、檀家側は、旅所が廻照寺の境内であると主張し、旅所を高堀で囲い込み、神事能奉納の節は宮座から借用願いを出すように求めた。また、旅所地の標識（明神勧進の塚）を撤去した。これに対し、宮座側は旅所地は寺地ではないと主張し、旧来通りの神事能執行を求めて、京都町奉行所に出訴したのである。

そこで、林村庄屋である小林家は、「何か書付等二而も無之哉」と狛忠剛に問い合わせを行った。これに対して忠剛は、「旧記之向取出色々相尋見申候得共、一向左様之筋之書付見当り不申候二付」と、手元の旧記などを調べてみたが、そのような文書は見つからなかった。そのため「慥成書御座候ハ、早則差上可申候、右二付万一外方相尋来り候とも不存様申置候様被仰致承知候、決而外方之相尋へハ不申伝候間、此段ハ御安堵可被下候」と、他からの

問い合わせにも返答しない旨を確約している。このケースには有効な結果が現われなかったものの、こうした在地に
おける係争事項の解決に、旧領主家の助力が求められたのであった。

四、狛忠道からの書簡

1. 狛忠道の略歴

狛忠道は、前述したように忠剛の五男であったが、長男左右馬忠告の出奔により嫡子となり、忠剛の死去にともな
つて天保三（一八三二）年九月家督を相続し、御馬廻席御広間勤めに任ぜられた。その後、御側勤、御広間勤を任せ
られたが、天保十一（一八四〇）年十一月十八日に「心得方不宜ニ付長之御暇被下候」と、永暇を仰せ付けられた。
その原因は不明ながら、この後文久元（一八六一）年に帰参が許されるまで約二〇年間、浪々の身となる。帰参後は
御近習席に任ぜられるものの、知行百石は再知されることなく七人扶持を与えられたにすぎなかった。明治三（一八
七〇）年に隠居し、家督は長男忠雄に譲られた。

忠道の代には、狛連中への年始の挨拶状もみられない上、忠明・忠剛が欠かさず行っていた煮山椒や山鳥などの丹
波の産物を贈るといふ贈答儀礼が全く行われていないことに特徴がある。逆に、出奔した兄左右馬忠告のねだり行為
や、忠道の永暇にあたって本貫地に援助を求めると、狛連中への吸着が際立つてくる。そこで、兄左右馬忠告一件
と忠道の永暇一件について述べていく。

2. 狛左右馬忠告のねだり行為

狛忠告は、先に触れたように文政八（一八二五）年江戸勤番中に出奔し流浪していたが、しばしば狛連中を頼つて山城国上狛村を訪れていた。ところが、天保八（一八三七）年九月に再び小林家を訪ねた時、小林家は今後一切ねだり行為をしないことを誓約する一札を入れさせている。⁽⁶⁾

〔史料20〕

一札

一 拙僧儀拾三ヶ年以前去ル酉年江府勤番被仰付、右勤番中ニ不図心得違ニ而致不奉公、其後牢浪之身与なり、無據京都大仏念仏無僧本寺明暗寺江入宗、念仏無僧修行所々ニ徘徊いたし、左候時者親類者不及申、由緒等之縁ヲ離一切他人たるへき之処、是迄毎度難渋申立預御助成ニ置候処、拙僧儀昨年来方病身之上、殊更世上一同難渋之折柄及飢餓候ニ付、不得止事当六月ニ罷越長々御匿、其上金子壹兩預御仁恩、忝右金子為路用播州賀東郡粟生村何井八兵衛方江罷越、再金銀米錢其外何事ニよらず無心ケ間敷御役介掛ケ間敷約定ニ而致離別候得共、兎角病身ニ而修行等も出来兼、不願思慮ヲも御助成之義御頼申処、無御取敢至極御尤何共無申分候得共、前件之始末申立相歎キ取紐候処、格別之御仁心ヲ以金貳百疋、着類袴、衣帶袴筋預御忠投、御仁恩之程如何計忝致受納候、依而右金子路用与して、今度ハ無間違早々播州粟生村何井八兵衛方江罷越預養生ニ、全快之上何方様江成共御奉公ニ有附候歟、但住居相定候而時候御見舞ハ格別、雲水鉢ニ而所々ニ致徘徊、実々及餓命候共、向後者親類由緒有之等与申罷越一切立入申間敷候、為後証一札依而如件

丹州柏原家中狛孫左衛門嫡男

天保八酉年

狛左右馬

九月九日

忠告（花押）

小林三澤殿

小林宇兵衛殿

すなわち、狛忠告は文政八（一八二五）年に出奔してから、京都明暗寺に入寺して虚無僧となり、諸国を徘徊していた。しかし、親類や由緒のある者を頼んで金銭を無心しており、小林家からも助成をうけていたことがわかる。しかし、天保八（一八三七）年六月に訪れた時は飢喝に及んでいたため小林家に滞在した上、養生のために播州加東郡河井八兵衛家に行く路用として金一両を貰って立ち去った。河井八兵衛とは、前述したように忠告の叔母にあたる百女の嫁ぎ先にあたる郷士の家である。このような縁故を頼りにして、金子を無心して徘徊していたのである。

ところが、再び無心がましいことはしないとの約束で去った筈であるのに、河井家には行かなかつたのか、或いは断られたのか、九月になって再び小林家にやってきた。この時、小林家も強く断つたが、重病の身で取りすぎる忠告の要求を拒みきれずに、金二百疋と着物一枚、帯一筋を恵んだ。そして、間違いなく河井家に養生に行き、全快の上いずれかに奉公し、決して雲水体で徘徊したり、親類や由緒のある人々に無心したりしない旨の誓約書を認めさせたのである。なお端裏書によると、忠告は九月六日から十三日迄八日間滞在したが、病気のためにこの書付を全文認めることができず、月日と人名部分のみ自筆で認めたとある。

他方、このような縁故をかたからって、赤の他人が狛連中に金銭を無心した事件もあった。忠明の時代であったが、織田家の「軽キ傍輩」の中で「拙者御地之様子」を知っていた者が、小林家に金子を無心にきた。そこで忠明は「以後いか様之語り并似筆等可致事も難計、以後いか様之者口上等二而可申参とも、拙者印判封印之無之書状ハ御取上被

下間敷候、尤用向之分ハ書封ニ可致候、則判鑑進置申候」と、今後語りの危険性を考え、狛氏の印判と封印のない書状は取り合わないようにと伝え、判鑑を送った。

前に述べた狛忠告の場合は、父忠剛と連名で何度か小林家に年始の挨拶状などを認めていたため、語り者として狛連中から拒否されることがなかったのであろう。しかし、度重なる無心のために弟狛忠道の後押しが必要になっていた。忠道は、兄忠告のために「此度愚兄左右馬儀当方近辺江参り、不計面会致、万事前後成行之次第申聞候所（中略）若氣至ニ相見江唯今ニ而ハ後悔千万之様子ニ御座候」と、兄忠告も今は出奔したことを後悔し「実ニ兄之本生故難捨置候ニ付、当末ニ者御地江参上候ニ付、万事御厄介ニ相成申度様子ニ而（中略）何卒今度御厄介御世話被下度」と、小林家での世話を依頼する書簡を出していたのである。

しかし、天保十（一八三九）年八月にはじめて上狛村を訪れた狛忠道は、小林家から咎められたのか態度を一変させた。忠告とは「主親を見捨出奔致候者ニ御座候、右様之非人」とまで罵倒し、「我等出産者兄弟之者ニ候得共、其後者血縁相絶兄弟ニ者無御座候」と兄弟の縁を切った者であるという。そして、今後は狛家の名を語らつてねだりに来ても取り合わないで欲しいとの覚書を認めた。同時に、「小子初而之御面会之上、初而之恥」といい、「一生我身之戒ニ御座候」と後悔の気持ちで前面に現わした。ここに、忠告のねだり行為により、狛連中との関係が悪化することを恐れる忠道の動搖を明らかに読みとることができよう。

3. 狛家断絶の危機

忠道は、天保十（一八三九）年九月にひかえた江戸出府の仕度金を用立ててもらうため、自ら八月十六日に上狛村へ向った。そして狛家の墓所に参り、氏神の弁財天社にも参拝し、初穂料として金一朱を備え、小林宇兵衛家と三澤

家に一泊宛し、八月十八日付で金二両を恩借して帰国した。⁽⁶⁶⁾この借用証文には「来ル子ノ九月、丑ノ三月右兩年之内ニ無相違御返済可申者也」と返済期日が明記されている点が、従来の恩借と異なる。さらに、帰国後九月十二日付で、来訪の礼を述べ、前述した兄左右馬との絶縁を知らせるとともに、「亡父代々毎々御厄介ニ相成、未以御返済茂不申上、其上ニ而奉頼者申上兼候處、御深察被下二両之所御用達忝」と金子の用立ての礼を述べた。ここから、忠剛以来恩借金を返済していないことも判明する。しかし、金二両では仕度金には不足であり、何とか「狛家直名難儀奉存」り、あと金七兩二步借用したいという。⁽⁶⁷⁾そして、書状に添えて、正月十五日付の織田信長から狛左馬進宛の黒印状を小林家に送ってきた。これは、「出府勤番被仰付二付、留守中婦人計之事故、当方二出府中預り呉候様ニ為差越候」と、表向きは江戸出府中預けたいといっているが、実のところは借金物質として送ってきたと考えられる。小林家は、この黒印状は預かれないとして、写しをとって、持ってきた使いにすぐに返した。結局、小林家は金二両を追加し、合計四両の証文を、今回は柏原の北川九兵衛という証人をつけて認めさせた。⁽⁷⁰⁾しかし、忠道の証文は現在反故にされずに小林家に伝来していることから、やはり返済されることはなかったとみられる。

その翌天保十一（一八四〇）年十一月十八日、忠道は織田家から永暇となってしまう。そして、二〇年たった万延元（一八六〇）年九月、織田家家臣の荒木安之進・同藤右衛門・大井亦兵衛・浅井次郎左衛門の四人から狛連中の小林卯兵衛・同三右衛門・野村武左衛門（文政年間に再興）にあてて狛家絶家の危機を訴える書簡が届けられた。⁽⁷¹⁾すなわち、狛忠剛の実家で忠道の姉猪賀女の嫁ぎ先である荒木家の安之進が「狛家一条二付荒木安之進を以各方え御助力御頼申上候所」と、助力を求めに上狛村にやって来たところ「御地模様替も有之候二付而者、御頼ミ一条無御頼着」と、二〇年の間に狛連中の様子も替わり、助力を受けてもらえず「不得止事安之進帰国之上いさる致承知、御尤二者候得共、左候時者狛家及絶家候二付」と、帰国したもののこのままでは狛家が絶えてしまうという。

そこで、上粕村の村役人に世話を求める、次のような書簡を別封として送ってきた。⁽⁷²⁾

〔史料21〕

以飛札致啓上候、冷氣之刻御座候處、各々様弥御安楽可被成御凌、芽出度御儀奉覽慶候、然者過日粕家一条二付
荒木安之進御地へ差向御内談申上候所、無御頓着候二付、帰国之上委細承知いたし候得とも、粕家も廿ヶ年以前
者百石余も頂戴いたし居候所、左馬之進御暇後継母婦人共三人之内え式人扶持被下置候、其余ハ親類中取渡
も候へ共、異国船渡来後ハ二人扶持之處相減し、一家中も同様御減し二相成、最早當時ニ至り無致方及絶家二候
二付、何分本国之御地ゆへ粕家一類老人之内不得止事差向候間、御同様共御村中ニ而御世話被下候様御頼ミ申度、
尤御役方格別之御憐愛御頼申上候、可相成事二候ハ、本国え差向候様之儀者何与面目歎ケ敷次第二候得共無是非、
可相成者先達而荒木氏差向御頼申上候節、御助力も被成下候ハ、粕家連綿取統可致、左候時ハ同家子孫者勿論、
親類共迄如何計歎忝御義存候、此度御世話之者共差向度候得共、余り押付ケ間敷憚入候間、否御報御頼ミ申上候、
右之段為可得貴意如斯御座候、恐々頓首

九月

荒木安之進

荒木藤右衛門

大井亦兵衛

浅井次郎左衛門

粕郷

御役人中様

(追伸略)

荒木安之進がどのような助力を求めてきたのかはここからも明らかではないが、金子の無心ではないかと推測される。いずれにせよ、それが叶わなかったため狛家は絶家になる。これまで永暇後二〇年間狛家の継母と婦人の三人に二人扶助が支給されてきたが、それもペリー来航以来減額され、さらに親類も扶持が減らされて扶助することできなくなっている。そこで、この女性三人を上狛村で引受け、村中で世話をしてほしいというのである。おそらく、狛忠道が親類に世話を託して柏原に残していった婦女三人の世話を親類達が持て余したのであろう。

これを受けて、狛連中三人から浅井次郎左衛門と荒木藤右衛門に返書が出された。そこでは、「早々村方へ御取持仕披露可然之処、当郷村役方ニも少し差支筋出来候ニ付、即斎相願可申訳ニも難相成、何分程見合相願可申心組ニ御座候」と村方への取り持ちをするとはいいながら、消極的な様子がみられる。また、他方で柏原の法香院に狛氏の継母と叔母と妹の暮らし方や、荒木・浅井・飯田・大井らの親類がどのように狛家の女性達を世話してきたかを密かに問合わせた。⁷⁴⁾

結局、十月十九日付で狛連中から柏原に返書が出された。それは、「過日申上候通村方も同様品替りニも相成、殊ニ近年ハ時節柄不宜御頓着も無之、押而頼入候へ共、何分近来村内一統困窮之上、不作打続存外之衰微のらニ相成、不得止事御断申上呉候様、達而御断ニ相成」と村方の衰微を理由に、村としても婦女の世話を断るという内容であった。続けて、「拙子共ニおゐても前文同様之義故、迎も聊之御助成可申上候様之義ハ難出来、是亦御断申上候」と狛連中としても助成を拒否するものであった。これを受け取った柏原からは、十月二十四日付で「弥狛家絶家ニ相成申候、誠ニ此断歎ケ敷」と述べてきたが、手段はなかった。

ところが、どのような経緯があったのかは不明ながら狛家は絶家にはならず、翌文久元（一八六一）年正月に狛忠道の帰参が許された。そこで、早速狛忠道は狛連中に書簡を認めた。しかし、返事はなかった。それを、忠道の文久

三(一八六三)年七月二十三日付の書簡では次のように述べている。⁽⁷⁷⁾

〔史料22〕

下拙儀去々年春不存寄古主家方召戻被仰付難有奉存、早速其正月十四日家内召連致帰国候、尤其刻早々河州方飛札差出候得共、幸便之事故御地江相届不申哉ニ存入候、然ル上者不相替従先祖如前々御懇意被下候様奉頼候、勿論其御二茂御託申述候通、以前浪々中者若輩之儀与者乍申、御地江罷越長々逗留之上、誠ニ御親切被成下、何角与御厄介相懸忝仕合実以恥入候次第、今更先非相悔罷在候、乍併尊知之通於我家而者、先祖塚所与云、諸寺々亦各方之御家格与云、万事由緒有之儀御座候得者、向後我旧悪者不被思立、即今先祖之儀ヲ被思立、向後御懇意被下候様被成下候得者、野生百孝之一助二茂相成可申歟、一向奉頼入候、何レ先祖二代目之年忌二茂近ク候得者、其頃二者得貴顔万事可奉頼候

この書簡は小林宇兵衛・同三左衛門・野村武兵衛・同武左衛門と其一統に宛てられている。ここでは、若輩の頃に上狛村に逗留して厄介をかけたことを反省しながらも、⁽⁷⁸⁾狛家と狛連中とは由緒もある間柄であるから今後とも先祖のように御懇意におつきあい願いたいと述べている。しかし、狛連中から返書を受けることはできなかった。さらに、翌元治元(一八六四)年三月二十八日にも、同様の趣旨を認め、返事を懇願した。⁽⁷⁹⁾小林家には、このあと狛氏から送られてきた書簡は伝存していない。おそらく、元治元年の書簡を最後に狛氏と狛連中との往信は途絶えたものと考えられるのである。

おわりに

以上、忠位・忠明・忠剛・忠道の四代にわたる狛氏の狛連中への書簡を素材として、かつての国人領主と本貫地に残った旧臣との関係を、近世を通して検討してきた。その結果、狛氏と旧臣との関係が代を経ることに変化していくことが明らかになった。すなわち、忠位の時代には、いまだ城跡地や観音院の寺本という、狛氏の国人領主としての遺産が現存していた。そこで、狛旧臣は狛氏の代わりを勤めながら、現実的な利益や権益を享受することができた。また狛氏も、かつての遺産を現実の基盤として、旧臣との関係を旧来の主従関係の延長上につなぎ止めておくことができた。

ところが、このような遺産も失い、借金が集積されてくるようになると、狛氏も旧臣に対して高圧的な姿勢で臨むことができなくなる。年始の挨拶や地の産物を贈答するといった儀礼を欠かさずに行い、その上で金子を用立てるよう懇願した。他方、狛連中の側でもまだまだ旧主君との関係が身近であり、経済力にも余裕があったため、多額の金子を用立てていた。

しかし忠剛の代になると、忠剛が養子であることも手伝って、かつての主家としての威厳は全く失われた。忠剛は、ただただ生活苦を訴え、金の無心をし始めたのである。さらに、忠道の代になると、忠告のねだり行為や、忠道の永暇中の厄介者の扶助をめぐる、小林家をはじめ、村方にまで吸着するようになった。ここにおいて、狛連中や上狛村は狛氏との関係を絶つことになるのである。

とはいえ、狛連中は旧主家と臣下、あるいは擬制的な血縁関係としての狛一族という意識を捨て去ったわけではない。こうした意識は、狛連中が明治政府に自己の社会的地位を誇示する時、改めて再生されることになるのである。⁽⁸⁰⁾

〔注〕

(1) 領主権を絶たれ、在地を遊離した国人領主が、近世社会においていかに旧領(本貫地)や旧臣と関わり続けるかという本稿が扱う視覚とはやや異なるが、本貫地を知行地とする交代寄合が、近世を通じて旧来の関係を在地との間で持ちつづける事例は比較的知られている(たとえば落合延孝「猫絵の殿様」吉川弘文館、一九九六年)。また、明治維新を迎えた旗本が旧知行地の村役人宅に寄宿を求める事例も存在する(たとえば上総国殖生郡矢貫村三枝知行所、今関家文書)。

(2) (3) 拙稿「中近世移行期の『武士』と村落(上)(下)」
「人民の歴史学」一三三・一三四号、一九九七年、同「上
粕村の村切りと共同体」(石井寛治・林玲子編「近世・近代の南山城」東京大学出版会、一九九八年三月刊行予定)
参照。

(4) 小林家文書(観音院文書)以後小林・観音院と略す、浅田家文書状E二一三六。なお、小林家文書は小林凱之氏所蔵文書。浅田家文書は、東京大学経済学部文書室所蔵。
(5) 浅田家文書状V二二七三。
(6) 城田を売却するにあたって西法花野村庄屋から村に断り

近世における「国人領主」と旧臣・「本貫地」(吉田)

なく入札することについて異議を申し立てられ、寛保四年に「城田」がどの村に属するのか検地帳に基づいて調査が行われた。その結果、「城田」は野日代村に属す上田二五歩・一斗五合の土地で、西法花野村に属す「内畑」とは異なることが判明した。享保七年の西法花野村の名寄帳には、「城ノ内」という地字で名請人〓粕孫左衛門とする内畑一畝一歩・一斗三升五合が登録されている(小林家文書「粕文書」以後小林・粕と略す①二八)。なお、小林家文書(粕文書)の①⑦の史料番号は、筆者が小林凱之氏から拝借した写真版を整理した番号、またアルファベットの番号は旧山城町史編纂室の分類番号である。
(7) 小林・粕⑦四五。ここでいう「支配」とは、名寄帳上の名義は粕氏のまま、その所持権を委任することをいう。たとえば享保七年十一月西法花村の「名寄帳」(浅田家文書冊B一五)には、第2表の内畑一畝一歩が「城ノ内中畑彦畝彦歩 彦斗三升五合 粕孫左衛門」として登録されている。この土地の耕作、年貢・諸役の算用など実際の運用を行うことを「支配」という。しかし、この土地の売買(質入)には、後述するようにあくまでも粕氏の承認を必要とした。

- (8) 正徳四年四月八日「狛殿分田畑指引覚」(小林・狛E一)。
 (9) 翌年は八六匁六分二厘、さらに翌享保六年度には五四匁六分八厘が狛氏に送金された。
 (10) 「史料3」は小林・狛B二二、「史料4」は小林・狛⑥二二。
 (11) 享保八年二月に狛忠位と飯田半兵衛が大和古市奉行に提出した届書によると「孫左衛門先祖ノ城跡田畑ニ仕り、平右衛門世話仕り、其外一族家来筋者致年番、数年世話仕り」とある(小林・続狛K2)。
 (12) 小林・狛③四〇。
 (13) 小林・狛⑥四〇。
 (14) (15) 小林・狛⑥四一。
 (16) 小林・狛⑥一〇。
 (17) 小林・狛⑥三九。
 (18) 小林・狛⑥四一。
 (19) 小林・狛⑥三八。
 (20) 小林・狛⑥三九。
 (21) 前掲拙稿「中近世移行期の「武士」と村落」
 (22) 小林・狛⑥二四。
 (23) 小林・狛⑥二六。
 (24) 小林・狛⑥四
 (25) 小林・狛⑥八。
 (26) 小林・狛⑥一一。
 (27) 小林・狛①二三。
 (28) 寛保三年二月二日「狛殿江控銀年々算用帳」(小林・狛E五)。
 (29) 平山敏治郎「日本中世家族の研究」法政大学出版局、一九八〇年。
 (30) 奥野高廣「織田信長文書の研究」下巻、吉川弘文館、一九七〇年、七二三号。
 (31) 小林・狛B五。
 (32) 「観音院児名代江戸下向覚悟記」(小林・観音院文書)。この史料は、宝永八年の朱印改に際し、竹丸が九才という幼少であるため江戸へ名代を下向させることを求めた一連の史料である。
 (33) 注(31)。
 (34) 前掲平山論著。
 (35) 小林・狛⑥三四。
 (36) 小林・狛⑥二三。
 (37) 小林・狛⑥四〇。

(38) 松尾長恵とは、宇治小和田に住む織田家の茶師で、勤修寺家とも親しい者である(注(35))。

(39) 小林・観音院文書。

(40) 小林・狛④一。

(41) 河合八兵衛家は、元龟年中に郷士となり農作をした家柄という由緒をもち、姫路藩領時代には「郷士にて帯刀仕、勿論御年賀御祝儀等独札にて相勤申候」という家である(「加東郡誌全」)。

(42) 小林・狛③五三。

(43) なお、このような上狛村の城跡地の作徳を引当とする借用証文は、天明元年八月九日付(小林・狛①二一)にもみられるが、天保年間には年季を限った通例の借用証文しかみられなくなる。十八世紀末から十九世紀の城跡地の経営を示す史料を見いだすことができないため詳細は不明ながら、この間に城跡地は分散していったとみられる。

(44) 小林・狛③五一。

(45) 小林・狛③四五。

(46) 小林・狛④一。

(47) 以上、狛家普請に関する引用史料は、小林・狛⑦四八に

よる。

(48) 小林・狛②一六。

(49) 小林・狛④五〇。

(50) 以上文政十一年の書簡の引用は、小林・狛⑤一による。

(51) (52) 小林・狛⑤三。

(53) 小林・狛②一〇二。

(54) 拙稿「村に住む『武士』」(渡辺尚志編「新しい近世史」四巻、新人物往来社、一九九六年)。

(55) 寛政十年三月十九日「就御尋口上書」(浅田家文書状E二―二五)。

(56) 浅田家文書状E二―二六。

(57) 小林・狛④五六。

(58) 文政八年五月九日「乍恐御訴訟」(南中老座文書)。

(59) 小林・狛①五三。

(60) 小林・狛②二七。

(61) 小林・狛①四八。

(62) 以上、忠告をとりなす書状は小林・狛④七による。

(63) 小林・狛④六。

(64) 小林・狛④五。

(65) 小林・狛②二四。

(66) 小林・狛②一二五。

(67) 以上小林・狛④四。

(68) 前掲「織田信長文書の研究」下巻、三五七号。

(69) 小林・狛②七九。

(70) 小林・狛②一二六。

(71) 小林・狛③三七。

(72) 小林・狛③三五。

(73) 小林・狛③四二。

(74) 小林・狛④六二。

(75) 小林・狛③四四。

(76) 小林・狛③三八。

(77) 小林・狛④五三。

(78) ここで忠道が回顧している内容は、兄忠告の浪々生活と
ひじょうによく似ている。あるいは忠道が永暇となった
あと、狛家の再興のために忠告が呼び戻されたのかとも
考えられるが、家譜・系図ともに記していない。

(79) 小林・狛④五一。

(80) 神仏分離にあたって、明治四年に小林宇兵衛と野村武左
衛門から「京都御政府」にあて、狛の守護神である弁財
天に神号を与え、社守を置く願いが出された。その際、

狛氏と狛一族の由緒を述べ、両家が弁財天の別当職を勤
めていたことを根拠に、社守を願っている（小林・弁財
天C二）。

〔付記〕本稿作成にあたって、小林凱之・狛忠久・浅田周宏各
氏、山城町教育委員会、柏原町教育委員会の方々には、史料閲
覧などてたいへんお世話になった。ここに記してお礼を申し上
げます。

